

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から同年12月まで

私は、昭和50年12月ごろ、当時勤務していた会社の事務員に、国民年金をさかのぼって納付できると聞き、母に10数万円借りて納付した。未納期間をすべて納めることとして市役所で計算してもらって、市役所から言われたとおりの金額を納めたのに未納期間があるのが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年12月に国民年金に加入し、すべての国民年金加入期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。」と主張しているところ、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は昭和50年12月に国民年金の加入手続をし、昭和39年12月から50年2月までの期間のうち厚生年金保険加入期間を除く国民年金保険料について、申立期間を除き、50年12月30日に特例納付及び過年度納付していることが確認できる。

また、申立人が、申立期間を含めさかのぼって国民年金に加入して一括納付したと主張する国民年金保険料額（10数万円）は、申立人の特例納付及び過年度納付済期間の国民年金保険料額（8万9,150円）と合わせて、申立期間の国民年金保険料（1万1,900円）を納付した場合の金額（10万1,050円）とおおむね一致するなど、申立人の申立期間に係る保険料納付についての主張は詳細かつ具体的であり、基本的に信用できる。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立期間直後の昭和50年1月及び同年2月の国民年金保険料についても同年12月30日に過年度納付されていることが確認できるところ、この時点では、申立期間の国民年金保険料についても過年度納付が可能であり、申立人が、あえて申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 499

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月及び同年8月

私は、妻と一緒に国民年金保険料の納付を続け、妻の分は納付となっているのに、私の昭和48年7月及び同年8月の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、昭和36年4月から48年8月までの期間のうち、申立期間及び39年3月から同年6月までの期間を除く国民年金保険料の未納は無い上、申立人の妻は36年4月から厚生年金保険被保険者となる55年3月までの国民年金保険料について1か月分を除き完納している。

また、A市の申立人及び申立人の妻に係る国民年金被保険者名簿により納付日が確認できる昭和47年7月から48年6月までの国民年金保険料は夫婦同一日に納付されているとともに、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和48年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことによる国民年金被保険者資格喪失手続を同年9月12日に行っていることが確認でき、申立人が、申立期間の国民年金保険料の未納を認識しながら、あえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私は、昭和51年10月に建設会社を退職し、実家の会社を手伝っていたが、1年半ぐらい経過したころ、父親が町役場の本庁で国民年金加入の手続をしてくれた。当時、実家の父親が経営する会社の従業員は、全員国民年金に加入していた。両親が自治会の納税組織を通じ、私の国民年金保険料を両親と兄の分を併せて納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和54年4月から62年12月までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を両親と兄の分を併せて納付していたとする申立人の両親と兄は当該期間の国民年金保険料を納付済みであることが確認でき、申立人の両親及び兄は、国民年金加入期間において未納は無く、申立人及び申立人の家族の納付意識の高さがうかがえる。

また、A市B振興局に保管されている国民年金被保険者別保険料徴収簿における昭和53年度の申立人の検認欄には、昭和53年4月から54年3月までの期間の欄に赤線が横に引かれ、同年3月の欄に丸印で「済」との印が押印されていることが確認できるところ、当該期間に係る同徴収簿において、申立人と同様の記載が認められる者は社会保険庁のオンライン記録では、国民年金保険料が納付済みとされていることが確認でき、同振興局に当該記載内容について照会した結果、「断言はできないが、国民年金保険料を納付していたことを意味するものではないかと思う。」と回答している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の台帳管理簿の

任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 54 年 1 月以降に払い出されていることが推認でき、この時点で、申立期間は現年度納付が可能な期間である上、申立人が居住していた地域の自治会長は、「当時の自治会の納税組織では、現年度保険料であれば 4 月までさかのぼって国民年金保険料を収納していた。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（事業所記号B）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和45年4月6日、資格喪失日は51年11月1日、また、A社（事業所記号C）における厚生年金保険被保険者資格取得日は51年11月1日、資格喪失日は54年2月19日であると認められことから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間（事業所記号B）の標準報酬月額については、昭和45年4月から同年9月までを1万2,000円、45年10月から46年7月までを1万4,000円、46年8月から47年7月までを1万8,000円、47年8月から48年7月までを2万8,000円、48年8月から49年7月までを3万6,000円、49年8月から51年7月までを10万4,000円、51年8月から同年10月までを12万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間（事業所記号C）の標準報酬月額については、51年11月から52年9月までを12万6,000円、52年10月から53年9月までを11万8,000円、53年10月から54年1月までを12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月6日から54年2月19日まで

私は、昭和45年4月にA社に入社し、同社が設立したD高校を49年3月に卒業するまでは勉強しながら勤務した。

私と同様に同校を卒業し、継続して同社に勤務した複数の元同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には確認できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びA社が保管する人事記録により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿及び被保険者原票には、申立人と同姓同名（姓の一部読みが相違）で生年月日の一部が異なるものの、申立人と類似した未統合となっている被保険者記録が確認できる。

さらに、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届において、当該未統合記録と一致している被保険者記録が確認でき、当該被保険者記録について同社に照会した結果、「申立人に相違ない。」と回答しており、また、申立人と同期入社である元同僚に照会した結果、「私が知っている申立人の姓はEであり、F姓の者はいなかった。」と証言していることから、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録に相違ないと判断できる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録により、A社（事業所記号B）については、昭和45年4月から同年9月までを1万2,000円、45年10月から46年7月までを1万4,000円、46年8月から47年7月までを1万8,000円、47年8月から48年7月までを2万8,000円、48年8月から49年7月までを3万6,000円、49年8月から51年7月までを10万4,000円、51年8月から同年10月までを12万6,000円とすることが妥当であり、また、A社（事業所記号C）については、51年11月から52年9月までを12万6,000円、52年10月から53年9月までを11万8,000円、53年10月から54年1月までを12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月10日から同年12月16日まで
社会保険事務所の記録では、A社本店から同社B支店に転勤した昭和35年9月9日にB支店の厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月10日に資格喪失となっているが、同年12月16日に同社B支店からC支店に転勤しており、その間、休職などしていない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容等に係る申立人の具体的な供述及びA社(現在、D社。以下同じ。)の人事記録並びに元同僚の証言から、申立人が同社B支店に継続して勤務し(昭和35年12月16日に同支店から同社C支店に転勤)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行なったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行なったとは認められない。

大分厚生年金 事案 217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社Bにおける資格喪失日に係る記録を昭和26年2月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から26年2月15日まで

私は、昭和19年9月22日にA社に入社して以降、52年12月31日に定年退職するまで、A社及び同社の関連会社に継続して勤務していたのに厚生年金保険の空白期間があるのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び同社の人事記録並びに雇用保険の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務(昭和26年2月15日にA社BからA社Cに転勤)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿の昭和23年8月1日付けの記録から8,100円と確認できるが、24年5月1日付けの等級改定により8,000円であることが確認できること、及び26年2月15日付けの記録で8,000円であることが確認できることから、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行なったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行なったとは認められない。

大分厚生年金 事案 218

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月30日から同年9月1日まで

私は、平成2年7月11日から同年9月上旬までA社に勤務し、給与明細書に記載されているとおり7月分と8月分の厚生年金保険料を給与から控除されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成2年8月分の給与明細書及び元同僚の証言から、申立人がA社において、同年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行なったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行なったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和21年5月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月1日から21年3月31日まで
② 昭和21年5月1日から同年10月1日まで

私は、申立期間①においてB社に勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が無い。

また、昭和21年4月1日から22年5月1日までA社に勤務していた。私が所持する厚生年金保険被保険者証には昭和21年5月1日資格取得と記載されているが、社会保険事務所の期間照会の回答では、昭和21年10月1日資格取得となっており、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年5月1日を被保険者資格取得日とする厚生年金保険被保険者証を所持している。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿には、申立人の資格取得日が昭和21年10月1日と記載されていることが認められるが、当該払出簿には番号の欠落が多く、「払出年月日」、「事業所の整理記号」及び「担当者の印」が空白であることが確認できる上、申立人の氏名が記載されている前後の75人についてオンライン記録と突合をしたところ、突合ができた者は22人おり、そのうち二人が一致していないことが確認できることから、当該払出簿は、書換え後の払出簿である可能性が高いと推認でき、書換えの際に誤って転記された可能性は否定できない。

さらに、A社については、社会保険事務所が保管する事業所番号等索引簿及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿に、A社が記載されていることが確認できるにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びに被保険者台帳には確認することができない。

このことについて、社会保険事務所に照会した結果、「詳細については不明である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、なんらかの事務処理の誤りがあったことが推認され、申立人に係る年金記録の管理が適切になされたとは考え難く、申立人が主張する昭和21年5月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の昭和21年10月1日のオンライン記録により、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述から、B社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B社は、社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、類似する名称の適用事業所も認められない上、B社の後身であるC農業協同組合は、昭和23年7月26日付けで設立されていることが確認できるものの、社会保険事務所の記録では、同農業協同組合は、27年6月1日付で厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が記憶するB社における元同僚の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、C農業協同組合が新規適用事業所となった昭和27年6月1日と同一年月日であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分国民年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成9年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成9年11月まで
申立期間について、私は第3号被保険者期間であるが、夫はこの期間の国民年金保険料も役場に納付していたはずだ。申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録から、申立期間のうち昭和62年12月及び63年1月の国民年金保険料は、納付されたものの、当該期間について申立人が第3号被保険者であることから、当該国民年金保険料をそれまで未納であった61年1月及び同年2月分に充当するとともに63年3月28日に差額分(1,320円)を申立人へ還付処理していることが確認できる。

また、申立人が昭和63年6月に転居した旧B町(現C市)の申立人に係る国民年金被保険者台帳には、申立人は申立期間について第3号被保険者である旨の記録が確認できる。

これらのことから、申立期間当時、A市においては申立人の昭和63年2月以降の国民年金保険料が納付されたとは考えにくく、旧B町においては申立人に国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

2 申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は、見当たらない。

3 申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として申立人の夫の平成3年分から9年分までの確定申告書を提出しているところ、当該確定申告書の「社会保険料控除」欄の金額と、C市B支所に保管されていた申立人の夫に係る平成4年分及び6年分から8年分の給与支払報告書(個人別明細書)の「社会保険料等の金額」欄の金額とを比較すると、4年分及び6

年分については金額が一致しており、7年分及び8年分については確定申告書の社会保険料控除額と給与支払報告書の社会保険料等金額の差額に申立人の長男及び次男の国民年金保険料等が含まれていると考えると金額的に合理的な説明が出来る。このことからすれば、当該確定申告書からは、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと認めることは困難である。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成9年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成9年11月まで
申立期間について、私は厚生年金加入期間であるが、この期間の国民年金保険料も役場に納付していたはずだ。申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿、旧B町(現C市)の国民年金被保険者台帳(申立人は昭和63年6月に旧B町に転居)及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、申立期間については厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。このことから、申立期間当時、A市及び旧B町においては申立人に国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は、見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として平成3年分から9年分までの確定申告書を提出しているところ、当該確定申告書の「社会保険料控除」欄の金額と、C市B支所に保管されていた申立人に係る平成4年分及び6年分から8年分の給与支払報告書(個人別明細書)の「社会保険料等の金額」欄の金額とを比較すると、4年分及び6年分については金額が一致しており、7年分及び8年分については確定申告書の社会保険料控除額と給与支払報告書の社会保険料等金額の差額に申立人の長男及び次男の国民年金保険料等が含まれていると考えると金額的に合理的な説明が出来る。このことからすれば、当該確定申告書からは、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと認めることは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 503

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から49年6月まで
役場に勤務していた長兄が、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料を両親のお金で納付してくれた。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長兄が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしていたと主張する申立人の長兄は既に死亡していることから、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者に係る記録から、昭和52年4月ごろに払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人は短期大学生であり、申立期間は国民年金の任意未加入期間であったことから、当該期間は制度上さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない期間であったと考えられるところ、A市(旧B村)の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人が国民年金に加入した昭和52年4月ごろに、その時点でさかのぼって現年度納付が可能な51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料を納付していることが推認でき、申立人が国民年金加入時にさかのぼって納付したとする主張と一致する上、52年4月時点は特例納付の実施時期でもない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から57年3月まで

私は、40年以上も両親と一緒に暮らしてきたが20歳の時に国民年金に加入していないことを父親から聞いておらず、父親が私の国民年金保険料を納付していないはずはない。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の父親も既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿に「新規加入 57. 8. 19」と記載されていることから、昭和57年8月ごろに払い出されたことが確認できるところ、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間の国民年金保険料が過年度納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 1 日から 57 年 5 月 1 日まで

私は、A社を退職後、叔父が経営するB社に昭和54年11月に就職し、57年4月まで勤務したのに厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間においてB社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B社の元事務担当者に照会した結果、「申立人が昭和53年4月に当社を退職後、再度、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得届及びその後の報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に提出した記憶は無く、給与から厚生年金保険料の控除もしていない。また、申立人の雇用形態は常勤ではなかったと思う。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管するB社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い上、雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
夫が死亡しており、勤務実態などの詳細は分からないが、昭和 35 年 11 月から 38 年 1 月にかけて、A社に役員の立場で迎え入れられ事務の仕事をしていた。

厚生年金保険の加入記録が確認できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者期間の記録の訂正を求めて行なったものである。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が、申立期間当時に、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社の当時の事業主及び清算人は既に死亡していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたか否かについての証言を得ることはできない上、当時の保険料控除等の関連資料も無い。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険整理番号にも欠番は無い上、元同僚から聴取しても申立期間に係る勤務期間等を特定することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 37 年 8 月 14 日に全喪しており、同日以降の申立期間については、申立人が同社の従業員として厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、昭和 36 年 4 月から 38 年 1 月までの期間において、国民年金被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月ごろから24年10月1日まで
② 昭和24年10月1日から26年3月1日まで
③ 昭和27年7月1日から同年10月1日まで

私は、昭和23年12月ごろから29年12月30日まで、A県B市に本社があったC社に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において、C社の各工事現場で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間①について、社会保険事務所の記録では、C社は、昭和24年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該申立期間は未適用事業所であり、申立人が記憶する元上司及び元同僚についても、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない上、同社の当時の事業主及び元経理担当者は既に死亡しており、申立期間当時、厚生年金保険料を給与から控除していたか否かについての証言を得ることができない。

また、申立期間②については、申立人が勤務していた工事現場の当時の元所長、元労務担当者及び元同僚は既に死亡しており、申立期間当時、厚生年金保険料を控除していたか否かについての証言を得ることができない。

さらに、厚生年金保険の加入記録が確認できる元同僚に照会した結果、「当時、私と申立人は別の工事現場で勤務していた。」と証言している上、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証(昭和26年3月1日付け交付)から、当該被保険者証の発行はD県で行われたことが認められ、各工事現場の事業主が厚生年金保険の加入手続等の事務を行っていたものと推認される。

加えて、申立期間③については、一工事現場における工事終了から他の工事現場に異動する期間(2か月から3か月)において、申立人と同様に元同僚にも

厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当該申立期間当時、事業主は、各工事現場において、厚生年金保険の加入手続等の事務処理を行っていたものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。